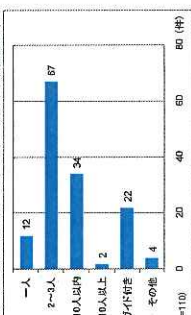


より良好な森林林地域の保全の強化に係る評価及び見直し等一覧

大別	細別	評価に向けた取組み	達成度	課題	第1期計画の評価	第2期計画に向けた主要論点
1. 条件整理	利用調整地区の区域の発生に付する森林調査	①自然環境及び社会状況の整理 利用調整地区導入の検討のための基礎資料として、自然環境情報、利用実態の把握等を実施した。 【結果】 (イ)概算：西大台は比較的傾斜が緩い (ロ)植生分布：ブナ・ウラジロモミ群落、トチノキ・サワグルミ群落、スズギ・ヒノキ樹林 (ハ)植生タイプ区分と再生ポテンシャル評価 ・トウヒ、ブナ・ウラジロモミ群落は再生ポテンシャルが高い。 (ニ)シガの生態密度図 ・三津河落山の南西斜面周辺で80.6頭/km <sup>2</sup> と多く、いるが、西大台一帯では、平均約4頭/km <sup>2</sup> (三津河落山の南西斜面周辺を除く)程度。 (ホ)自然公園法の指定状況 ・西大台の大部分は、自然公園法における特別保護地区に指定。 (ヘ)土地所有状況 ・西大台の大部分は、環境省所管地	・西大台地区は、相対的に厚い森林が分布し、歩道は登山道として整備され、利用者数が少ない状況であることが明らかとなった。 ・低密度の利用を維持することで自然環境への負荷を軽減するため、西大台地区が「利用調整ゾーン」として位置付けられた。	・西大台地区においては、低密度の利用を維持することで自然環境への負荷を軽減するため、自然公園法に定められた「利用調整ゾーン」として位置付けられた。	・西大台地区の自然環境の特性、自然公園法による指定状況、土地所有状況等の基礎情報が得られた。 ・西大台利用調整地区のモニタリングと合わせて、他部会との連携を図るために植生分布やシガの生態密度及び再生ポテンシャル等の調査を定期的に実施していく必要がある。	・利用調整地区の指定は、物理的被害の抑制と受け止められつつあるが、利用の質の向上、すなわち環境教育も目的の一つであることに関係者の共通理解として待つべき。(H17-第01)
		②大台ヶ原におけるゾーニングの検討 H17(参考資料4-2 p.2)以下の3つの観点から大台ヶ原全体のメッシュ評価をそれぞれ行い、総合評価および、ゾーニングを検討した。 ・自然環境の詳細(建築物等、代官群落等、自然林) ・利用の影響を受けやすい地域環境評価(経、中、空) ・植生密度状況(利用圧)による自然とのふれあいや体験の発生に付する森林調査 ・利用圧の高い区域、利用圧の低い区域、利用圧の見られない区域 ・上記の検討の結果、西大台地区が「利用の調整を図るべきゾーン」に区分された。 ③西大台地区歩道状況調査 H17-H20(参考資料4-2 p.2) 【調査結果】 a)歩道の洗滌状況 ・斜面に対して垂直に登山道が配されている数箇所では洗滌を確認した。 b)歩道の植生化状況 ・駐車場～ナゴヤ谷～七ツ池の区間に多くみられた c)主な滞留箇所における裸地化等の状況 ・ナゴヤ谷、七ツ池、南沢、展望台等で裸地化を確認。 d)周回歩道、登山道以外の踏み道の状況 ・ナゴヤ谷、私浦堤部分歩道、七ツ池において、踏み道を確認。 e)オオハコシの分布状況 ・大台教会下、ナゴヤ谷等においてまとまった分布を確認。 f)その他自然環境に影響をおよぼす恐れのある種類の確認 ・経ヶ峰～経ヶ峰分岐ルート(ドラブウェイ付近)でゴミの投棄がみられた。 ・歩道外に立ち入りして写真撮影を行う利用者がいる。 ・ベットの持ち込みがみられた。	・西大台地区は、相対的に厚い森林が分布し、歩道は登山道として整備され、利用者数が少ない状況であることが明らかとなった。 ・低密度の利用を維持することで自然環境への負荷を軽減するため、西大台地区が「利用調整ゾーン」として位置付けられた。	・西大台地区においては、低密度の利用を維持することで自然環境への負荷を軽減するため、自然公園法に定められた「利用調整ゾーン」として位置付けられた。	・西大台利用調整地区のモニタリングと合わせて、他部会との連携を図るために植生分布やシガの生態密度及び再生ポテンシャル等の調査を定期的に実施していく必要がある。	・西大台地区の自然環境の特性、自然公園法による指定状況、土地所有状況等の基礎情報が得られた。 ・西大台利用調整地区のモニタリングと合わせて、他部会との連携を図るために植生分布やシガの生態密度及び再生ポテンシャル等の調査を定期的に実施していく必要がある。

※ 主要論点中の(第01)は、平成21年度「利用調整地区」の指定に関する調査結果を示す。  
また、(第1)は、平成21年度「利用調整地区」の指定に関する調査結果を示す。

大別	細別	評価に向けた取組み	達成度	課題	第1期計画の評価	第2期計画に向けた主要論点												
1.	(2) 認定基準の検討に向けた条件把握	<p>①入下山カウンターの設置と記録の集計・分析 H16～H20 (参考資料 4-2 p.4) 利用の基礎的なデータを得るため、効率よく必要なデータが入りできるように入下山カウンターを H16 年度より設置している。 [西六台地区における集計・分析結果] ・5月、10月に利用者数のピークを迎える。 ・H17年度では、閉期中 236 日中 116 日 (49.1%) が利用者 10 人未満であり、利用者が 100 人を超す日は計 9 日間であった。これは、H18年度もほぼ同様の傾向であった。 ・H19年度は、9月から利用調整地区の運用が開始されたことにより、8月にその駆け込み需要がなされた。</p> <p>②踏圧の影響地点における下層植生調査 H17 (参考資料 4-2 p.5) 踏圧の高い調査区と少ない調査区の下層植生の比較により、西六台における植生への利用影響の程度を把握した。 [調査結果] ・歩道台いでは、樹木の発生はほとんど見られなかったが、オオバコ等の外来種が多く確認された。 ・登山道入り口やドライブウェイに近い所で外来種が多く確認された。</p> <p>③騒音調査 H19 (参考資料 4-2 p.5) (1)目的 利用による自然環境への影響を把握するための基礎資料。 (2)調査区の設定 (H19年度調査より) 西六台周囲回廊歩道周辺に 1m×1m の固定調査区を 7カ所、開拓地区の 15m×15m の地域内に 1m×1m の固定調査区を 5カ所、計 12カ所を設定。 (3)調査方法 ・被度調査 ・種組成調査</p>	<p>過去3年間の集計結果から、利用者数のピークや利用集中日数等が明らかとなった。 ・閉期中のおよそ半分が利用者 10 人未満であり、利用者が 100 人を超す日は 10 日程度であった。</p> <p>・踏圧の影響が強い場所では樹木の発生や在来種の草本種の種数が減り、外来種数が増えていることが明らかとなった。 ・西六台の周囲回廊歩道においても外来種が侵入しており、利用による影響が確認された。</p> <p>・騒音類は、シカの食害を受けたいたい、踏圧等の指標として使われているといえる。 ・今後の変化を記録するための基盤ができた。 ・短期的：人為擾乱がなければ、パッチ増加、合計被度は上昇することが推測できる。 ・中長期的：環境変化による種組成の変化が推測できる。</p>	<p>・H17年度以降、調査が実施されていない。 ・各年度でパッチ数や被度の変化を把握するとともに、概ね5～6年間隔程度で種組成の追跡調査を実施する必要がある。 ・利用による影響がある箇所についての対応策の検討が必要である。</p>	<p>・西六台地区利用適正化計画においての利用人数制限等の検討の基礎資料となった。</p> <p>・踏圧の影響が強い場所では、樹木の発生や在来種の草本種の種数が減り、外来種数が増えていることが明らかとなった。 ・利用の影響による外来種の侵入状況の基礎資料として有効であった。</p>	<p>・オオバコの分布は、自然環境への人為の影響として分かりやすい指標であるが、森林生態系に大きな影響を及ぼすとは言えない。森林生態系に影響を及ぼす原因としては、歩道の斜面崩壊など他の要因を考えるべき。(H17.01)</p>												
1.	条件整理	<p>H16, H18 (参考資料 4-2 p.12) 利用形態に対する意向調査を実施した。 ・利用調整地区の導入について 73.9% の来訪者 (n=23) から、賛同を得た (H16年度調査)。 ・満足度について 31.8% の来訪者から (n=110) から、期待していた以上に良かったとの意見を得た (H18年度調査)。 ・利用者数については、適当であったが 66.4%、やや多かったが 8.2%、多すぎたが 2.7% であった (H18年度調査、n=110)。</p>	<p>利用形態については適当であるとの回答が半数以上を占めた。 ・ガイドの内容については、初心者向けのガイドを希望する人が 37.3%、中上級者向けを希望する人が 27.3% であった。 ・利用調整地区の認知度については半数以上の人が知らなかったことが判明。 ・認知媒体としては、人から聞いた 36.8%、環境省 HP 28.9% となった。 ・利用者の意向として、2～3人での利用が望ましいとした人が 60.9% を占め、10人以上の利用を希望した人は、1.8% であった。 (以上、H18年度調査より)</p>	<p>・H16年度、H18年度ともに、サンプル数が少ないといえた。</p>	<p>・調査のサンプル数は少なかつたが、調査結果から、西六台の樹海な雰囲気を感じる人が多いことが示唆された。</p>													
	(3) 質の高い自然体験を提供するための意向把握	<p>図：利用形態に対する意向 (H18年度調査)</p>  <table border="1"> <caption>図：利用形態に対する意向 (H18年度調査)</caption> <thead> <tr> <th>利用形態</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>・利用形態としては、2～3人での利用を望ましいとした人が 60.9% を占めた (H18年度調査)。</p>	利用形態	人数	1人	12	2～3人	67	10人以上	34	10人以上	2	その他	4				
利用形態	人数																	
1人	12																	
2～3人	67																	
10人以上	34																	
10人以上	2																	
その他	4																	

※ 主要路中の H19.02.1 は、平成 22 年度版「利用調整地区」利用調整計画の意を指す。  
また、H17.03.1 は、平成 17 年度に開催された「西六台地区利用適正化計画検討協議会」における出席者の発言を示す。

大別	細別	詳細な取組等への意向把握	建設状況	課題	第1期計画の評価	第2期計画に向けた主要論点												
1. 案件整理	(4) 後割分相等の検討のための意向把握	<p>山形関係団体等への意向把握</p> <p>H16年度に大台ヶ原の自然保護に関心がある4団体に対し、西大台の利用についてヒアリング形式で意向を把握した。</p> <p>表：ヒアリング結果の要約</p> <table border="1" data-bbox="239 672 399 918"> <tr> <th>団体名</th> <th>意向把握結果の要約</th> </tr> <tr> <td>日本山岳会 山形</td> <td>・東大台も管轄しない状態を対策として ・ガイドの整備等も検討すべき</td> </tr> <tr> <td>長尾山岳会 山形</td> <td>・西大台は山岳会が少いので問題はないので ・ガイドの整備等も検討すべき</td> </tr> <tr> <td>山形自然保護協会</td> <td>・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき</td> </tr> <tr> <td>山形自然保護協会</td> <td>・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき</td> </tr> <tr> <td>山形自然保護協会</td> <td>・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき</td> </tr> </table>	団体名	意向把握結果の要約	日本山岳会 山形	・東大台も管轄しない状態を対策として ・ガイドの整備等も検討すべき	長尾山岳会 山形	・西大台は山岳会が少いので問題はないので ・ガイドの整備等も検討すべき	山形自然保護協会	・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき	山形自然保護協会	・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき	山形自然保護協会	・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき	<p>建設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西大台の利用調整については概ね賛成の意見が得られた。</li> <li>ガイドの同行を義務づけるべきという意見とガイドの同行は必要ないという反対の意見が抽出された。</li> </ul>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営組織としての指定認定機関を想定した意向把握は行われなかった。</li> </ul>	<p>第1期計画の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な視点からの評価であるため、今後の西大台の利用調整や大台ヶ原全体の自然再生計画、ガイド制度導入等の検討において有効な資料が得られた。</li> </ul>	<p>第2期計画に向けた主要論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の運用計画(案)について、この協議会の意見によって、変更する可能性はあるのか。</li> <li>この協議会で議論し、合意形成を図ること</li> <li>合意形成を図りながら進めているもの</li> <li>ただし、制度的に、変更の手続きには時間がかかるので、すぐに平成20年度の運用計画において、全ての意見に対応することは難しい。(H19_協07)</li> </ul>
団体名	意向把握結果の要約																	
日本山岳会 山形	・東大台も管轄しない状態を対策として ・ガイドの整備等も検討すべき																	
長尾山岳会 山形	・西大台は山岳会が少いので問題はないので ・ガイドの整備等も検討すべき																	
山形自然保護協会	・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき																	
山形自然保護協会	・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき																	
山形自然保護協会	・ガイドの整備等も検討すべき ・ガイドの整備等も検討すべき																	
2. 協議会による検討	協議会による検討	<p>西大台地区利用適正化計画協議会の開催</p> <p>H17-H19(参考資料4-2 p.18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回：協議会の開催、西大台利用適正化計画について</li> <li>第2回：西大台利用適正化計画について</li> <li>第3回：西大台利用適正化計画(案)について</li> <li>第4回：西大台利用適正化計画(案)について</li> <li>第5回：西大台利用適正化計画(案)について</li> <li>第6回：現地に於いて運用開始に向けた施設等の整備状況の確認、事前レクチャーの内容及び立入認定手続等の詳細等の検討</li> <li>第7回：H19年度の運用結果、H20年度の運用計画について</li> </ul>	<p>建設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西大台の利用調整地区の運用が実現したことから、協議会の開催は有効であった。</li> <li>協議会により、利用適正化計画の基本方針、利用人数、立入り認定業務の実施方法、事前レクチャー等、実施に向けた具体的について検討を行い、「西大台利用適正化計画」の策定に大きく貢献した。</li> </ul>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、「西大台地区利用適正化計画」を検討し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。</li> <li>協議会において、「西大台地区利用適正化計画」を検討し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。</li> <li>協議会において、「西大台地区利用適正化計画」を検討し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。</li> </ul>	<p>第1期計画の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、「西大台地区利用適正化計画」を検討し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。</li> <li>協議会において、「西大台地区利用適正化計画」を検討し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。</li> <li>協議会において、「西大台地区利用適正化計画」を検討し、西大台利用調整地区の運用に至ったことは大きな成果である。</li> </ul>	<p>第2期計画に向けた主要論点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協定ガイド付きの利用者であれば公園計画歩道以外のルートを使用できる、といったような基準についても検討すべき(例えば、緑ヶ峰や七ツ池〜トラライプウェイなどのルート)。(H17_協02)</li> <li>緑ヶ峰に接するコースの利用は、ガイド付であれば認められること</li> <li>も考えてもらいたい。(H17_協01)</li> <li>認定業務や施設整備についても、利用適正化計画検討協議会の議論内容と重複する部分があるため、同協議会において検討すべきではないか。(H18_01)</li> <li>利用調整は開始できたが、より良い森林環境の保全強化に取り組みことや、総合的な利用メニューの充実を図ること等、より質の高い利用を目指す、ということを検討することが必要ではないか。(H19_03)</li> <li>協議会での検討事項(西大台利用調整地区の運用計画等)は利用調整計画でも議論するべきである。(H19_協07)</li> <li>1日あたりの利用可能数等は状況により変えていくべきである。</li> </ul>												

※ 主要論点中の「H19\_協01」は、平成19年度第1期利用調整計画の策定を指す。  
また、「H17\_協01」は、平成17年度に開催された第1回西大台利用調整協議会における出席者の発言を指す。

大別	細別	課題	達成度	第1期計画の評価	第2期計画に向けた主要論点																																	
3.	利用調整地区運用のための実施事項	<p>(1) 普及啓発</p> <p>西大台利用調整地区の周知・普及啓発</p> <p>H19(参考資料4-2 p.39) 西大台利用調整地区の制度概要と立入認定手続きの方法について、広く一般国民を対象に普及啓発するために、ポスターおよびリーフレット「西大台利用調整地区ガイド」を作成し、主要な駅や施設、関係機関等に配布した。なお、「西大台利用調整地区ガイド」については、英語、中国語、韓国語の3ヶ国語のリーフレットを作成し、海外からの来訪者への配慮も行った。リーフレットにおいては、大台ヶ原川木君というキャラクターも生み出した。</p> <p>また、ポスター、リーフレット以外にも、新聞・テレビ等に取り上げられた。</p> <table border="1" data-bbox="191 616 438 929"> <caption>表：普及啓発、広報の概要</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td> <td>381枚</td> <td>近鉄各駅、泰山山商店、旅行代理店等、自然保護団体等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リーフレット</td> <td>4,184枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>16回以上</td> <td>H19.01～現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ等</td> <td>10回以上</td> <td>H19.01～現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新聞発表</td> <td>6件</td> <td>H19.01～現在</td> <td>昭文社・山と谷谷地区(山谷川)にて</td> </tr> <tr> <td>説明会</td> <td>3回</td> <td></td> <td>制度室または、指定認定機関にて</td> </tr> <tr> <td>協議会</td> <td>4回</td> <td>H19.01～現在</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	数量	期間	備考	ポスター	381枚	近鉄各駅、泰山山商店、旅行代理店等、自然保護団体等		リーフレット	4,184枚			新聞	16回以上	H19.01～現在		テレビ等	10回以上	H19.01～現在		新聞発表	6件	H19.01～現在	昭文社・山と谷谷地区(山谷川)にて	説明会	3回		制度室または、指定認定機関にて	協議会	4回	H19.01～現在		<p>ポスター、リーフレット等による情報発信を行ない、西大台利用調整地区の周知・普及啓発に努めた。</p> <p>英語、中国語、韓国語の3ヶ国語のリーフレットも作成し、海外からの来訪者への配慮も行った。</p> <p>ポスター、リーフレット以外にも、新聞・テレビ等に取り上げられた。</p>	<p>ほとんどの人が立入りの1週間前までは、認定書の交付を受けていることからも、地元からも望まれている。</p> <p>立入り認定者数が、延べ上限人数に対して1割程度であり、抑止効果が大きかったといえる。</p>	<p>ポスター、リーフレット等により西大台利用調整地区の周知に努めた。</p> <p>外国人向けに3ヶ国語のリーフレットを作成した。</p> <p>大台ヶ原全体で利用調整が実施されているという誤解が生じている。</p>	<p>利用調整地区の専任にあたって、大台ヶ原について一般の人々に知ってもらうことが益々重要になる。パンフレットを作るだけでなく、どうやって読んでもらうのかという点に力を入れるべきである。博物館など研究者との連携も考えられる。(H19_01)</p> <p>利用調整による利用者数の抑止効果が想像以上に大きく、東大台の利用者数も減少している。大台ヶ原に入れなくなるとは、より良く入ってもらうための制度である、ということをもっと伝えていく努力が必要である。(H19_02)</p> <p>ポスター等でも、「西大台」といわれなく、多くの人には分らないので、大台ヶ原全体が入れなくなると誤解している人が多くいると考えられる。「規制が行われているのは、大台ヶ原の一部である」ということを明確に伝えて欲しい。(H19_02)</p>
項目	数量	期間	備考																																			
ポスター	381枚	近鉄各駅、泰山山商店、旅行代理店等、自然保護団体等																																				
リーフレット	4,184枚																																					
新聞	16回以上	H19.01～現在																																				
テレビ等	10回以上	H19.01～現在																																				
新聞発表	6件	H19.01～現在	昭文社・山と谷谷地区(山谷川)にて																																			
説明会	3回		制度室または、指定認定機関にて																																			
協議会	4回	H19.01～現在																																				
4.	認定関係事務の実施状況	<p>認定関係事務の実施状況</p> <p>H19(参考資料4-2 p.31) 西大台利用調整地区における認定者数の実績や認定関係業務の実施状況等について把握した。</p> <p>(1) 結果概要</p> <p>H19年度の立入認定者数は、合計452人で、延べ上限人数(4,400人)に対する比率は10.3%であった。</p> <p>(2) 調査結果</p> <p>a) 認定者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最も認定者数が多かったのは、10月21日(日)で、69人。</li> <li>認定者数が0の日は、89日間(31日間あり、認定者数0の日の割合は34.8%)</li> </ul> <p>b) 郵便申請・窓口申請の別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>174グループ452名の認定者のうち、窓口申請は1グループ2名のみ、他は郵便申請。</li> </ul> <p>c) 予約日からの期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均日から立入日までの期間は、平均28.7日間、最長が92日、最短が10日であった。8割以上の人が、立入日の2週間前までに予約していた。</li> </ul> <p>d) 事務手続きにかかる日数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均日数は、1.8日間、最長が14日間、最長が0日(当日)であった。約9割の人が申請の3日後までに、認定証の交付を受けている。</li> </ul>	<p>ほとんどの人が立入りの1週間前までは、認定書の交付を受けていることからも、地元からも望まれている。</p> <p>立入り認定者数が、延べ上限人数に対して1割程度であり、抑止効果が大きかったといえる。</p>	<p>ほとんどの人が立入りの1週間前までは、認定書の交付を受けていることからも、地元からも望まれている。</p> <p>立入り認定者数が、延べ上限人数に対して1割程度であり、抑止効果が大きかったといえる。</p> <p>認定手続きに関しては、現状の2週間前の中込み期限の短縮や、申込み方法の簡略化、周辺地域限定の緩和措置等が求められている。</p>	<p>利用調整の開始によって、利用者数の抑止効果が必要以上に大きくなっている懸念がある。認定手続きの複雑さが、利用者数に必要以上の減少に繋がっていることが伺われる。(H19_02)</p> <p>現在、立入日の2週間前が申込みの期限になっているが、期限を1週間前までに変更できないか。そうすれば、キャンセル数も少しは減るのではないかと考える。(H19_02)</p> <p>指定認定機関の窓口に来た人の中には、認定書に書きあがれば、利用日の前日でも、認定証を発行するようにして欲しい。(H19_02)</p> <p>→認定手続きについては、H20年度、フルシーズンで実施した上で、再検討したいと考えている。(H19_02)</p> <p>→上北山村の宿泊施設に消えた人については、別に認定の枠を設けて、武蔵野線で、翌日の利用認定を発行するようにして欲しい。(H19_協07)</p> <p>→利用調整の開始後、西大台地区から小処温泉方面に下る登山者の数が非常に少なくなっている。また、グループの最大人数が10人と決められているが、これだとマイクロバスのツアーが組めないため、せめて20人に増やして欲しい。(H19_協07)</p> <p>→立ち入り申請手続きについては、情報通信手段の整備等による手続きの短縮等についても検討する必要がある。(H19_03)</p> <p>→一般利用者には、西大台の利用調整により、更迭台も入れないなどの影響が生じており、誤解を解する広報を期待する。(H20_01)</p> <p>→関東方面からの観光客の多くは観光バスで来訪しているが、近年、減少傾向にある。原因の一端は、西大台の利用調整にあり、西大台の制限人数を再度検討してもらいたい。(H20_01)</p>																																	

※ 主要拠点の「H19\_01」は、平成30年度第1回利用調整地区の各員の家名を示す。  
 また、「H19\_03」は、平成31年度に開催された第1回利用調整地区利用調整協議会における出席者の署名を示す。

大別	細別	評価項目	達成度	課題	第1期計画の評価	第2期計画(意向)の主要評価点
3.	利用調整地区運用のための実施事項	<p>事前アンケートに関するアンケート</p> <p>H19-H20(参考資料4-2 p.35) H19年度から事前アンケートに対する受諾者の満足度や、改善すべき点を把握するために実施。結果概要(回答数: H19年度: 348、H20年度: 824(10/31まで))</p> <p>a) 来訪回数</p> <p>西大台地区への来訪回数では、各年、「初めて」が最も多く、全体の3/4程度を占めている。</p> <p>b) レクチャーの満足度</p> <p>レクチャーの履率は、各年、95%以上の人がちょうど良いとしている。レクチャーの内容には、各年、60%程度の人が満足している。また、冊子の内容についても各年、65%程度の人が満足しており、履率満足度は高いといえる。</p> <p>c) 不満な点、改善点等に関する主要意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レクチャー内容に関する意見(6件、H19年度)</li> <li>・冊子に関する意見(4件、H19年度)</li> <li>・安全のため詳しい地図を付けて欲しい(2件、H20年度)</li> </ul> <p>利用後のアンケート</p> <p>H19-H20(参考資料4-2 p.40)</p> <p>西大台利用調整地区の利用者の自然に対する意識や利用マナー、行動内容、満足度を把握することにより、利用適正化計画の効果を検証し、今後のより質の高い利用につなげていくことを目的としてアンケート調査を実施。回収方法は、登山後のため現地設置したボストへの投函あるいは郵送による。</p> <p>結果概要(回答数: H19は175人、H20は437人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動内容: 西大台歩道を一周との回答がH19は76.0%、H20は84.9%</li> <li>・満足度: 「期待していた以上に良かった」、「期待通りだった」が合わせてH19は72.0%、H20は70.2%</li> <li>・再訪の意向: あると回答したのは、H19は74.9%、H20は73.5%</li> <li>・その他意見</li> <li>・手紙の簡略化等の運営に関する意見(H19: 42件、H20: 98件)</li> <li>・案内標識の拡充や歩道等の施設に関する意見(H19: 80件、H20: 150件)</li> </ul>	<p>レクチャーの履率、内容、配布冊子等に関しては、概ね満足度が高いことが明らかとなった。</p> <p>レクチャーの内容等について、少数意見が出され、レクチャーの内容等について、少数意見はあるが上記に示した不十分な点もあるため、利用者のニーズに応じた改善を講じる必要がある。</p>	<p>利用者の満足度や再訪の意向は高く利用調整地区への評価は概ね高いことが明らかとなった。</p> <p>歩道外での歩行等の問題行動がある点や、迷いやすいため、標識等の整備を求める意見が多くみられる。</p> <p>アンケートの回収率は38.7%(認定者数452人)と、比較的良好であった。</p>	<p>レクチャーに関しては、利用者に届く足が得られているが、動植物に関するより詳しい説明や、季節に応じた説明や、より詳しい地図が欲しい等の意見が出されていた。</p> <p>レクチャーの内容等について、少数意見はあるが上記に示した不十分な点もあるため、利用者のニーズに応じた改善を講じる必要がある。</p>	<p>早期から入山する利用者もいるので、朝は5時からレクチャーを行うべき。(H18_協06)</p> <p>⇒レクチャーの開始時刻については、入山カウンターによる入山者のピークが7～9時ごろなので、それに合わせることを考えているが、時刻や回数については弾力的に対応していきたい。(H18_協06)</p> <p>・リピーターが多くなると、レクチャーに飽きる可能性があるため、いくつかつかパターソンをつくる等、内容の工夫を図るべきである。(H19_01&amp;H19_協06)</p>
3.	利用調整地区運用のための実施事項	<p>①利用調整地区におけるモニタリング項目・方法に関する検討</p> <p>H18-19(参考資料4-2 p.44)</p> <p>(1)目的</p> <p>目標の達成状況について検証し、その結果に基づいて適切な計画内容の見直しを行っていく。</p> <p>(2)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的・長期的なモニタリングの実施</li> <li>・大台を原自然再生推進計画のモニタリングとの連携</li> <li>・モニタリング計画の順応的な見直し</li> </ul> <p>(3)モニタリング計画期間</p> <p>5年ごとにモニタリング計画の再検証を行い、モニタリングの指標、方法等について必要に応じて修正を行う。</p>	<p>モニタリングを実施するための基本方針や計画期間、指標、項目及び具体的な調査方法が示された。</p> <p>モニタリングデータの詳細については、利用調整部会及び森林生態系部会において評価することが示されており、評価の手順についても具体的な検討が行われている。</p> <p>各調査項目のモニタリングのスケジュールも示されており、具体的な検討が行われている。</p>	<p>モニタリングを実施するための基本方針や計画期間、指標、項目及び具体的な調査方法が示された。</p> <p>モニタリングデータの詳細については、利用調整部会及び森林生態系部会において評価することが示されており、評価の手順についても具体的な検討が行われている。</p> <p>各調査項目のモニタリングのスケジュールも示されており、具体的な検討が行われている。</p>	<p>モニタリング方法は利用調整地区を今後、運用していく上で非常に重要な課題である。森林生態系部会での検討も活発かつ、調査内容を詳細につめる必要がある。(H18_01)</p> <p>大台ヶ原の自然によつて、シカの存在による影響は極めて大きいので、動物に関するモニタリングの項目に、シカに関する項目を含める必要がある。また、利用調整部会と森林生態系部会でのモニタリング結果を評価することになっているが、シカに関する調査も実施し、モニタリング管理委員会でも、評価する必要があるのではないかと。(H19_02)</p>	<p>西大台地区における利用者のアンケート結果は非常に重要である。今後も、利用調整地区の運用による利用者意識の変化等を把握するため、継続的なアンケート調査を実施すべきである。(H18_02)</p> <p>これまでは、西大台の利用者に対するアンケート調査からの評価しか出来ていなかったが、今後は、西大台を利用していない方や周辺地域の方など、様々な視点からの総合的な評価が必要ではないかと。(H20_01)</p>

※ 上記協定中の「(協01)」は、平成20年度「利用調整推進計画」の委託の報告書です。

また、H18\_協01は、平成19年度に開始された「西大台利用調整地区のモニタリング計画」の報告書です。

大別	細別	評価に向けた取り組み	達成度	課題	第1期計画の評価	第2期計画の方向性・主要論点																																																																																																														
(4)	モニタリング	<p>②モニタリング結果および評価</p> <p>1119(参考資料 4-2 p.47) 人の利用の乗降および人の利用が自然環境に与える影響を把握し、利用調整の効果を検証することにより、今後の適正な立入認定基準を検討するための基礎資料とするため、各種モニタリング調査を実施。</p> <p>(1)自然環境の状態に関するモニタリング ・植物：種生調査、種子等付込み状況調査、植生回復調査、希少植物調査、鳥類調査 ・動物：土壌動物調査、鳥類調査</p> <p>(2)利用のあり方に関するモニタリング ・利用実態調査、利用者意識等に関する調査、利用の質の向上に関する調査、歩道環境調査</p>	<p>1119～1120(参考資料 4-2 p.48) 平成 19 年 9 月から運用を開始した西大台利用調整地区において、適正な利用を確保するため、巡視員を配置し、巡視を実施した。</p> <p>平成 19 年度は 9/1～11/28 の期間に 3 名/日配置し、巡視中に巡視者が設定者を確認した割合は、80.4%であり、無設定の出入者等への注意勧告は、合計 21 件、延べ 40 人であった。また、利用調整地区に入ろうとしていた入者に注意する等して、違反の未然防止を行った件数は、計 34 件であった。</p> <p>また、平成 20 年度は 4/23～10/31(中間報告)の期間に巡視を実施し、無設定の出入者等への注意勧告を、合計 17 件、延べ 29 人に行った。また、利用調整地区に入ろうとしている入者に注意する等して、違反の未然防止を行った件数は、計 51 件 91 人であった。</p>	<p>・ 今後継続してモニタリングを効果的に実施するには、調査地点の設定や調査手法についてさらに改善する必要がある。</p>	<p>・ 1119 年度のモニタリング結果および、評価については、初期値が得られたものであり、今後、継続的に実施していく必要がある。</p>	<p>・ モニタリング結果に対する評価については、基本的に原案(資料 1-2)の通りとし、西大台地区利用適正化計画の変更を要しないものと評価する。ただし、短期間の実施に基づいた評価であり、暫定的な評価である旨を明記しておくこと。(H19_02)</p> <p>・ 運用開始後もなく、モニタリング結果については初期値が把握された状況であるため、引き続き効果把握のためのモニタリングを実施していくことが必要である。</p> <p>・ 自然環境の保全と、利用者へのサービス向上のため、地区内への仮設トイレの設置と、ポータブルトイレの導入、食事等のための休憩スペースの設置について検討することが考えられる。(H19_03)</p>																																																																																																														
(5)	巡視の実施	<p>表：巡視の実施状況 (H19 年度)</p> <table border="1" data-bbox="766 1545 893 1971"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="2">違反者への注意勧告</th> <th colspan="2">違反者の検挙</th> <th colspan="2">無設定者の検挙</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>12</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>-</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> <td>41</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>-</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>表：巡視の実施状況 (H20 年度)</p> <table border="1" data-bbox="909 1545 1037 1971"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="2">違反者への注意勧告</th> <th colspan="2">違反者の検挙</th> <th colspan="2">無設定者の検挙</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>-</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>-</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>-</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>27</td> <td>-</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td>29</td> <td>51</td> <td>91</td> <td>-</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>	月	違反者への注意勧告		違反者の検挙		無設定者の検挙		件数	人数	件数	人数	件数	人数	9月	4	5	4	4	-	9	10月	12	23	17	17	-	27	11月	5	13	13	13	-	19	合計	21	41	34	34	-	55	月	違反者への注意勧告		違反者の検挙		無設定者の検挙		件数	人数	件数	人数	件数	人数	4月	0	0	1	1	-	8	5月	6	7	9	15	-	27	6月	8	12	8	16	-	14	7月	0	0	9	16	-	14	8月	1	7	6	14	-	7	9月	0	0	1	2	-	24	10月	2	3	17	27	-	16	合計	17	29	51	91	-	110	<p>・ 利用後のアンケート調査 (H19 年度) から、少数意見ではあるが、巡視員の見回り強化(巡視員自身に委ねなかつた)といった意見(4件)や、途中に立ち止まる等の質問に答える等のサービスの向上が求められた。</p>	<p>・ 巡視の実施により、利用の適正化が図られた。</p> <p>・ 少数意見ではあるが、巡視員のサービス向上が求められた。</p>	<p>・ 巡視の実施により、利用の適正化が図られた。</p> <p>・ 少数意見ではあるが、巡視員のサービスの向上が求められた。</p>	<p>・ 巡視の実施により、利用の適正化が図られた。</p> <p>・ 少数意見ではあるが、巡視員のサービスの向上が求められた。</p>
月	違反者への注意勧告			違反者の検挙		無設定者の検挙																																																																																																														
	件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																																																																														
9月	4	5	4	4	-	9																																																																																																														
10月	12	23	17	17	-	27																																																																																																														
11月	5	13	13	13	-	19																																																																																																														
合計	21	41	34	34	-	55																																																																																																														
月	違反者への注意勧告		違反者の検挙		無設定者の検挙																																																																																																															
	件数	人数	件数	人数	件数	人数																																																																																																														
4月	0	0	1	1	-	8																																																																																																														
5月	6	7	9	15	-	27																																																																																																														
6月	8	12	8	16	-	14																																																																																																														
7月	0	0	9	16	-	14																																																																																																														
8月	1	7	6	14	-	7																																																																																																														
9月	0	0	1	2	-	24																																																																																																														
10月	2	3	17	27	-	16																																																																																																														
合計	17	29	51	91	-	110																																																																																																														
(6)	施設整備状況	<p>表：施設整備内容</p> <table border="1" data-bbox="1101 1680 1324 1971"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合案内標識</td> <td>1 基</td> <td>駐車券</td> <td>制度・地区の案内</td> </tr> <tr> <td>案内図標識</td> <td>13 基</td> <td>現原部分</td> <td>制度・地区の案内</td> </tr> <tr> <td>注意標識</td> <td>10 基</td> <td>現原部分</td> <td>立入禁止の表示</td> </tr> <tr> <td>ロープ柵</td> <td>4km</td> <td>境界部分</td> <td>境界明示</td> </tr> <tr> <td>人口ゲート</td> <td>1 基</td> <td>大台駅前下入口</td> <td>人口明示</td> </tr> <tr> <td>木柵ゲート</td> <td>1 基</td> <td>緑ヶ峰白蓮社跡地</td> <td>人口明示</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数量	備考	目的	総合案内標識	1 基	駐車券	制度・地区の案内	案内図標識	13 基	現原部分	制度・地区の案内	注意標識	10 基	現原部分	立入禁止の表示	ロープ柵	4km	境界部分	境界明示	人口ゲート	1 基	大台駅前下入口	人口明示	木柵ゲート	1 基	緑ヶ峰白蓮社跡地	人口明示	<p>・ 西大台の適正な運用を行なうため、総合案内板やロープ柵等の施設整備を行なった。</p>	<p>・ 西大台の適正な運用を行なうため、総合案内板やロープ柵等の施設整備を行なった。</p>	<p>・ 西大台の適正な運用を行なうため、総合案内板やロープ柵等の施設整備を行なった。</p>	<p>・ 西大台の適正な運用を行なうため、総合案内板やロープ柵等の施設整備を行なった。</p>																																																																																		
項目	数量	備考	目的																																																																																																																	
総合案内標識	1 基	駐車券	制度・地区の案内																																																																																																																	
案内図標識	13 基	現原部分	制度・地区の案内																																																																																																																	
注意標識	10 基	現原部分	立入禁止の表示																																																																																																																	
ロープ柵	4km	境界部分	境界明示																																																																																																																	
人口ゲート	1 基	大台駅前下入口	人口明示																																																																																																																	
木柵ゲート	1 基	緑ヶ峰白蓮社跡地	人口明示																																																																																																																	

3. 利用調整地区運用のための実施事項

※ 主要調査中の「H19\_01」は、平成 20 年度「西大台利用調整地区」の委員の発言を示す。  
また、「H19\_01」は、平成 19 年度に開催された第 1 回「西大台利用調整地区」の委員の発言を示す。